

## 福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録要綱

### (総則)

- 第1 一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「住宅センター」という。）が運営する福岡県空き家活用サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、空き家等の活用を促進するために、空き家等の所有者等からの要望に応じ、空き家の活用を希望する事業者（以下「活用希望事業者」という。）を紹介するものとする。
- 2 この要綱は、サポートセンターにおいて活用希望事業者の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2 この要綱における用語の定義は、次の当該各号に定めるところによる。
- (1) 空き家等 居住の用に供する一戸建ての住宅のうち、居住していないことが常態であるもの又は居住しなくなる予定のものであって、福岡県内に所在するものをいう。
  - (2) 所有者等 空き家等の所有者若しくはその関係者（相続予定者や親族）等をいう。

### (登録を受けることができる活用希望事業者)

- 第3 活用希望事業者として登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 福岡県内に事業所を有する者
  - (2) 次の各号のいずれにも該当しない者
    - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - (3) 空き家等を活用した事業について運営実績が3年以上あり、かつ、空き家等を活用した事業を実施する上で生じるトラブル等に対して、予防対策や事後対策を講じている者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りではない。
    - 一 住宅確保要配慮者居住支援法人として福岡県知事の指定を受けている者
    - 二 賃貸住宅管理業者として国土交通省の登録を受けている者

### (活用希望事業者の登録等)

- 第4 活用希望事業者として登録を受けようとする者は、福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）その他、住宅センターが指定する書類を添付して、住宅センターに申請しなければならない。
- 2 住宅センターは、前項の規定による申請があった場合は、内容等を審査し、適切である

と認めるときは、福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者として登録するとともに、その旨を福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 住宅センターは、前項の規定による登録をしたときは、登録した内容について公表するものとする。

（登録事項の変更等）

第5 住宅センターから福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録通知書による通知を受けた者（以下「登録活用希望事業者」という。）は、第4第2項の登録（以下「登録」という。）の内容に変更があったときは、福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により住宅センターに届け出なければならない。

- 2 第4第3項の規定は、登録内容の変更について準用する。

（登録の抹消等）

第6 登録活用希望事業者は、登録を抹消しようとするときは、福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録抹消届出書（様式第5号）により住宅センターに届け出なければならない。

- 2 住宅センターは、前項の規定による届出があったときは、その登録を抹消するものとする。

- 3 第1項の場合のほか、住宅センターは、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- （1）第3に規定する要件に該当しなくなった場合
- （2）空き家等の所有者等に虚偽又は悪質な勧誘を行った場合
- （3）強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行った場合
- （4）不要な業務の強要を行った場合、故意に見積りの金額等を偽った場合、著しく不適當な料金設定を行った場合その他業務が著しく不適當であると認められた場合
- （5）空き家等の所有者等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であった場合

- 4 住宅センターは、前2項の規定により登録を抹消した場合は、その旨を福岡県空き家活用サポートセンター空き家活用希望事業者登録抹消通知書（様式第6号）により登録抹消された者に通知するものとする。

- 5 第4第3項の規定は、登録の抹消について準用する。

（空き家等活用の事業内容等に係る協議等）

第7 空き家等活用の事業内容、料金その他必要な事項については、登録活用希望事業者と

空き家等の所有者等との双方で協議し、決定するものとする。

2 住宅センターは、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第8 登録活用希望事業者は、個人情報の取扱いについては、一般財団法人福岡県建築住宅センター個人情報保護規程に従い適切に取り扱うものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、住宅センターが別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。